

貯金規定改正新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1 (削除) 当座勘定への受入れ (削除)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、(削除) その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>2 (削除) 証券類の受入れ (削除)</p> <p>(1) 証券類を受け入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p> <p>3 (削除) 本人振込み (削除)</p> <p>(1) 当会または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当会で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。</p> <p>4 (削除) 第三者振込み (削除)</p> <p>(1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。</p> <p>(2) 第三者が当会または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。</p> <p>5 (削除) 受入証券類の不渡り (削除)</p> <p>(1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。</p> <p>(2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。</p> <p>6 (削除) 手形、小切手の金額の取扱い (削除)</p> <p>手形、小切手を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>7 (削除) 手形、小切手の支払い等 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1 (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受(追加)入れます。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続き (追加)を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>2 (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 証券類を受(追加)入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする証券類を受(追加)入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p> <p>3 (本人振込み)</p> <p>(1) 当会または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当会で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取(追加)消します。</p> <p>4 (第三者振込み)</p> <p>(1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取(追加)扱います。</p> <p>(2) 第三者が当会または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取(追加)扱います。</p> <p>5 (受入証券類の不渡り)</p> <p>(1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引(追加) 落 (追加)し、本人からの請求がありしだいその証券類は受(追加)入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。</p> <p>(2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続き (追加)をします。</p> <p>6 (手形、小切手の金額の取扱い)</p> <p>手形、小切手を受(追加)入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取(追加)扱います。</p> <p>7 (手形、小切手の支払(追加)等)</p>

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当会所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当会所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8 (削除) 手形、小切手用紙 (削除)

- (1) 当会を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当会が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当会はその支払いをしません。
- (4) 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当会あてに連絡してください。
- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当会所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当会が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9 (削除) 支払いの範囲 (削除)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当会はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

10 (削除) 支払いの選択 (削除)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

11 (削除) 過振り (削除)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当会の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当会からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年15.0%（年365日の日割計算）とし、当会所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当会が支払いをした後に当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当会は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12 (削除) 手数料等の引落とし (削除)

- (1) 当会が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生

- (1) 小切手が支払 (追加) のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払 (追加) のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払 (追加) にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当会所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため (追加) 当会所定の本人確認書類の提示等の手続 (追加) を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8 (手形、小切手用紙)

- (1) 当会を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振 (追加) 出す場合には、当会が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引 (追加) 受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当会はその支払 (追加) をしません。
- (4) 当座勘定から支払 (追加) をした手形または小切手のうちに、本人が振 (追加) 出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当会宛に連絡してください。
- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当会所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当会が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9 (支払 (追加) の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当会はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払 (追加) はしません。

10 (支払 (追加) の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

11 (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当会の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払 (追加) をした場合には、当会からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年15.0%（年365日の日割計算）とし、当会所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当会が支払 (追加) をした後に当座勘定に受 (追加) 入れまたは振 (追加) 込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払 (追加) がない場合には、当会は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受 (追加) 入れまたは振 (追加) 込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12 (手数料等の引落とし)

- (1) 当会が受 (追加) 取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債

<p>じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引<u>き落と</u>すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当会所定の手続<u>き</u>をしてください。</p> <p>13 (削除) 支払保証に代わる取扱い (削除) 小切手の支払保証はしません。</p> <p>14 (削除) 印鑑等の届出 (削除) (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当会所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届<u>け</u>出てください。 (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届<u>け</u>出てください。</p> <p>15 (削除) 届出事項の変更 (削除) (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 (3) 第<u>1</u>項による届出事項の変更の届出がなかったために、当会からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>16 (削除) 成年後見人等の届出 (削除) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前<u>2</u>項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前<u>3</u>項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前<u>4</u>項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>17 (削除) 印鑑照合等 (削除) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含まず。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含まず。）を、相当の注意をもって第<u>8</u>条の交付用紙であると認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第<u>1</u>項と同様とします。</p> <p>18 (削除) 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (削除) (1) 手形、小切手を振<u>り</u>出しましたは為替手形を引<u>き</u>受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる<u>限り</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。</p>	<p>権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引（<u>追加</u>）落（<u>追加</u>）することができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当会所定の手続（<u>追加</u>）をしてください。</p> <p>13 (追加) 支払保証に代わる取扱い (追加) 小切手の支払保証はしません。</p> <p>14 (追加) 印鑑等の届出 (追加) (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当会所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届（<u>追加</u>）出てください。</p> <p>15 (追加) 届出事項の変更 (追加) (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 (3) 第<u>1</u>項による届出事項の変更の届出がなかったために、当会からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>16 (追加) 成年後見人等の届出 (追加) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届（<u>追加</u>）出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前<u>2</u>項と同様に、当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (4) 前<u>3</u>項の届出事項に取消（<u>追加</u>）または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (5) 前<u>4</u>項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p>17 (追加) 印鑑照合等 (追加) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含まず。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取（<u>追加</u>）り扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含まず。）を、相当の注意をもって第<u>8</u>条の交付用紙であると認めて取（<u>追加</u>）扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第<u>1</u>項と同様とします。</p> <p>18 (追加) 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (追加) (1) 手形、小切手を振（<u>追加</u>）出しましたは為替手形を引（<u>追加</u>）受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる<u>かぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。</p>
--	--

19 (削除) 線引小切手の取扱い (削除)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出(削除)の印鑑により押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。また、当会が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

20 (削除) 自己取引手形等の取扱い (削除)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行(削除)うことなく、支払(削除)うことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会はその責任を負いません。

21 (削除) 利 (削除) 息 (削除)

当座貯金には利息をつけません。

22 (削除) 残高の報告 (削除)

当座勘定の受払(削除)または残高の照会があった場合には、当会所定の方法により報告します。

23 (削除) 譲渡、質入れの禁止 (削除)

この貯金は、譲渡または質入れすることはできません。

24 (削除) 取引の制限等 (削除)

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金・払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

25 (削除) 解 (削除) 約 (削除)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当会はその責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、**当会はその損害額を請求いたします。**

a 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす

19 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。また、当会が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

20 (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続き(追加)を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行(追加)うことなく、支払(追加)うことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会はその責任を負いません。

21 (利 息)

当座貯金には利息をつけません。

22 (残高の報告)

当座勘定の受払(追加)または残高の照会があった場合には、当会所定の方法により報告します。

23 (譲渡、質入れの禁止)

この貯金は、譲渡または質入れすることはできません。

24 (取引の制限等)

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金・払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

25 (解 約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当会はその責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、**(追加) その損害額を支払ってください。**

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってす

るなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

c 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

(e) その他前各号に準ずる行為

d この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

(3) 当会が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当会が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

26 (削除) 取引終了後の処理 (削除)

(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手または引き受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。

(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

27 (削除) 手形交換所規則による取扱い (削除)

(1) この取引については、前記各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。

28 (削除) 保険事故発生時における本人からの相殺 (削除)

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、本人の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で本人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。

b 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

④ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

(3) 当会が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当会が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

26 (取引終了後の処理)

(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振(追加)出された約束手形、小切手または引(追加)受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。

(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

27 (手形交換所規則による取扱い)

(1) この取引については、前記各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。

28 (保険事故発生時における本人からの相殺)

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、本人の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で本人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

29 (削除) 休眠預金等活用法に かかる 異動事由 (削除)

当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いに かかる のものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に かかる 債権を有する者を指し、以下「貯金者等」といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - a 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - b 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - a 取引店舗の変更
 - b 相続等による口座名義人の変更

30 (削除) 休眠預金等活用法に かかる 最終異動日等 (削除)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- a 第29条に掲げる異動が最後であった日
 - b 将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に かかる 債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。))に限り。)
 - d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項 bにおいて、将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に かかる 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- a 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続きが終了した日。
 - c 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

31 (削除) 休眠預金等代替金に関する取扱い (削除)

- (1) この貯金について長期間(削除)取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に かかる 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に かかる 休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

29 (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を(追加)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(追加)(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込み(追加)の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払(追加)に係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払(追加)の請求があったこと(当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③ 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係る 債権を有する者を指し、以下(追加)貯金者等(追加)といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - A 取引店舗の変更
 - B 相続等による口座名義人の変更

30 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第29条に掲げる異動が最後であった日
 - ② 将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に 係る 債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。))に限り。)
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項 第2号において、将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に 係る 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払(追加)が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続き(追加)が終了した日。
 - ③ 法令または契約に基づく振込み(追加)の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。

31 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に 係る 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に 係る 休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯

金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- a この貯金に かかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
- a 当会がこの貯金に かかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に かかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

32 (削除) 規定の変更等 (削除)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【小切手用法】

- 1 この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 3 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4
- (1) 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印鑑や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載や印鑑が、金額欄、連合会名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 7 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払（追加）を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申（追加）出および支払（追加）の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払（追加）を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払（追加）を請求することを約します。
- ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

32 (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【小切手用法】

- 1 この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 3 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4
- (1) 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終（追加）りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終（追加）りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、連合会名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 7 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に**限り**使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - 金額をアラビア数字（算用数字、**1**、**2**、**3**・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終**わり**には「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、**3**桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終**わり**には「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - 金額欄には、第**2**項または第**3**項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に**印鑑**や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を**押印**してください。ただし、訂正の記載や**印鑑**が、金額欄、連合会名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

- この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座取引があることをできるだけ確かめてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に**かぎり**使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - 金額をアラビア数字（算用数字、**1**、**2**、**3**・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終（**追加**）りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、**3**桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終（**追加**）りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - 金額欄には、第**2**項または第**3**項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に**なつ印**や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を**なつ印**してください。ただし、訂正の記載や**なつ印**が、金額欄、連合会名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7		8		9		10		100		1,000		10,000				
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

- この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座取引があることをできるだけ確かめてください。

3 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

4 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

5

(1) 金額は所定の金額欄に次により記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に印鑑や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記載や印鑑が、金額欄、連合会名に重ならないようにしてください。

7 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けの（削除）印章を使用してください。

8 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

9 手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4		5	6								
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸		
	7		8	9	10		100		1,000		10,000						
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上
(令和9年1月1日現在)

3 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。

4 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

5

(1) 金額は所定の金額欄に次により記入してください。

(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終（追加）りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終（追加）りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、連合会名に重ならないようにしてください。

7 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのなつ印章を使用してください。

8 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

9 手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当会所定の用紙により直ちに届け出てください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4		5	6								
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸		
	7		8	9	10		100		1,000		10,000						
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上
(令和7年4月1日現在)

普通貯金規定

1 (削除) 取扱店の範囲 (削除)

この貯金は、当店で預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）や、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。

2 (削除) 証券類の受入れ (削除)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、(削除) その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (削除) 振込金の受入れ (削除)

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この貯金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4 (削除) 受入証券類の決済、不渡り (削除)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額に係る貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5 (削除) 貯金の払戻し (削除)

- (1) この貯金を払い戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当会所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6 (削除) スウィングサービス (削除)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、aとbのどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

a 順スウィング (削除)

契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 (削除) により貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

b 逆スウィング (削除)

普通貯金規定

1 (取扱店の範囲)

この貯金は、当店で預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）や、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。

2 (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立 (追加) のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受 (追加) 入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続 (追加) を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受 (追加) 入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取 (追加) 扱います。
- (5) 証券類の取立 (追加) のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (振込金の受入れ)

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受 (追加) 入れます。
- (2) この貯金口座への振込 (追加) について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 (追加) 消します。

4 (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受 (追加) 入れた証券類の金額に係る貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受 (追加) 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引 (追加) 落 (追加) し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続 (追加) をします。

5 (貯金の払戻し)

- (1) この貯金を払 (追加) 戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続 (追加) に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため (追加) 当会所定の本人確認資料の提示等の手続 (追加) を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続 (追加) をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6 (スウィングサービス)

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から

自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払（**削除**）により普通貯金口座へ自動振替します。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取**り**扱います。

a 定額型

逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振**り**替えます。

b 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振**り**替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

a 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、**1**千円以上千円単位で指定できます。

b 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、**1**千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応当日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)

a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届**け**出してください。この届出の前に生じた損害については、**当**会責任を負いません。

b 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7 (削除) 利 (削除) 息 (削除)

この貯金の利息は、毎日の最終残高（受**け**入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年**2**月と**8**月の当会所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8 (削除) 届出事項の変更、通帳の再発行等 (削除)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届**け**出してください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続**き**をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9 (削除) 成年後見人等の届出 (削除)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届**け**出してください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届**け**出してください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされていると

自動支払**い**により普通貯金口座へ自動振替します。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取**り**扱（**追加**）扱います。

① 定額型

逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振**り**替（**追加**）替えます。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振**り**替（**追加**）替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、**1**千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、**1**千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応当日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。

なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)**①** 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届**け**出（**追加**）してください。この届出の前に生じた損害については（**追加**）当会責任を負いません。

② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7 (利 息)

この貯金の利息は、毎日の最終残高（受**け**入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年**2**月と**8**月の当会所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届**け**出（**追加**）してください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続**き**（**追加**）をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届**け**出（**追加**）してください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届**け**出（**追加**）してください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされていると

- きにも、前2項と同様に、当店に届~~け~~出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消~~し~~または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届~~け~~出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

10 (削除) 印鑑照合等 (削除)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取~~り~~扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11 (削除) キャッシュカード (削除)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、「カード」とい~~います~~。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

12 (削除) 盗難通帳による払戻し等 (削除)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- a 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
- b 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
- c 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとし、ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除~~き~~ます。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとし、
- (3) 前2項の規定は、第1項にか~~か~~る当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
- a 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- きにも、前2項と同様に、当店に届（追加）出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消（追加）または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届（追加）出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

10 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取（追加）扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11 (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下（追加）「カード」とい~~う~~。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

12 (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
- ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとし、ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除~~く~~。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとし、
- (3) 前2項の規定は、第1項に係~~る~~当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

<p>(a) 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p>(b) 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>(c) 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>b 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>(6) 当会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかるとの払戻請求権は消滅します。</p> <p>(7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>13 (削除) 譲渡、質入れ等の禁止 (削除)</p> <p>(1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるとの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。</p> <p>14 (削除) 取引の制限等 (削除)</p> <p>(1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p>15 (削除) 解約等 (削除)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>a この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>b この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合</p> <p>c この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>d この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>e この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</p> <p>f aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合</p> <p>(3) この貯金口座は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することが</p>	<p>A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p>B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>(6) 当会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金に係るとの払戻請求権は消滅します。</p> <p>(7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>13 (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引に係るとの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。</p> <p>14 (取引の制限等)</p> <p>(1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p>15 (解約等)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申(追加)出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</p> <p>⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合</p> <p>(3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用</p>
--	---

でき、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

a 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

(a) 暴力団

(b) 暴力団員

(c) 暴力団準構成員

(d) 暴力団関係企業

(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(f) その他前各号に準ずる者

c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

(e) その他前各号に準ずる行為

(4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続される場合は貯金口座が変更されることがあります。

16 (削除) 通知等 (削除)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17 (削除) 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (削除)

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当会に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

b 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定め

することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申(追加)出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続される場合は貯金口座が変更されることがあります。

16 (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17 (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務またはは当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、(追加) 当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定め

よるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18 (削除) 休眠預金等活用法にかかると異動事由 (削除)

当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払にかかるとるものや第21条に定める未利用口座管理手数料にかかるとるものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかるとる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - a 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - b 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - a キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更
 - b 取引店舗の変更
 - c 相続等による口座名義人の変更

19 (削除) 休眠預金等活用法にかかると最終異動日等 (削除)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - a 第18条に掲げる異動が最後にあった日
 - b 将来における貯金にかかるとる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかるとる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日(削除)ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。))に限り。)
 - d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第b号において、将来における貯金にかかるとる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかるとる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - a 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日(削除)
 - b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続きが終了した日(削除)
 - c 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日(削除)

20 (削除) 休眠預金等代替金に関する取扱い (削除)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかるとる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金にかかるとる休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有して

よるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18 (休眠預金等活用法に係ると異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を(追加)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(追加)(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込み(追加)の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払(追加)に係るとるものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るとるものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払(追加)の請求があったこと(当会が当該支払(追加)の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③ 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係るとる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更
 - B 取引店舗の変更
 - C 相続等による口座名義人の変更

19 (休眠預金等活用法に係ると最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第18条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係るとる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係るとる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。))に限り。)
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係るとる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係るとる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払(追加)が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続き(追加)が終了した日。
 - ③ 法令または契約に基づく振込み(追加)の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

20 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係るとる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係るとる休眠預金等代替金債権の支払(追加)を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有して

貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- a この貯金に かかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
- a 当会がこの貯金に かかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に かかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

21 (削除) 未利用口座管理手数料 (削除)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 (削除) 規定の変更等 (削除)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 9 年 1 月 1 日現在)

いた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 (追加) を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申 (追加) 出および支払 (追加) の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払 (追加) を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払 (追加) を請求することを約します。
- ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

21 (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引 (追加) 落 (追加) し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22 (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1 （削除）取扱店の範囲（削除）

この貯金は、当会で預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）や、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。

2 （削除）証券類の受入れ（削除）

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、（削除）その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 （削除）振込金の受入れ（削除）

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この貯金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4 （削除）受入証券類の決済、不渡り（削除）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額に係る貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5 （削除）貯金の払戻し（削除）

- (1) この貯金を払い戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当会所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払 （削除）をするときは、あらかじめ当会所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6 （削除）利（削除）息（削除）

この貯金には利息をつけません。

7 （削除）届出事項の変更、通帳の再発行等（削除）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

普通貯金無利息型（決済用）規定

1 （取扱店の範囲）

この貯金は、当会で預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）や、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。

2 （証券類の受入れ）

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立 （追加）のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受 （追加）入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続 （追加）を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受 （追加）入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取 （追加）扱います。
- (5) 証券類の取立 （追加）のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 （振込金の受入れ）

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受 （追加）入れます。
- (2) この貯金口座への振込 （追加）について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 （追加）消します。

4 （受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受 （追加）入れた証券類の金額に係る貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受 （追加）入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引 （追加）落 （追加）し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに かぎり、その証券類について権利保全の手続 （追加）をします。

5 （貯金の払戻し）

- (1) この貯金を払 （追加）戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続 （追加）に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため （追加）当会所定の本人確認資料の提示等の手続 （追加）を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続 （追加）をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6 （利息）

この貯金には利息をつけません。

7 （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 （追加）出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8 (削除) 成年後見人等の届出 (削除)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出してください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出してください。
- (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出してください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

9 (削除) 印鑑照合等 (削除)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第11条により補てんを請求することができます。

10 (削除) キャッシュカード (削除)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

11 (削除) 盗難通帳による払戻し等 (削除)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- a 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
- b 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
- c 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続き（追加）をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出（追加）してください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出（追加）してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出（追加）してください。
- (4) 前3項の届出事項に取消（追加）または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出（追加）してください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

9 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱（追加）いたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第11条により補てんを請求することができます。

10 (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下（追加）「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

11 (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
- ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明

した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を第9条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除きます。)があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかるとして当会への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。

a 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

(a) 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと

(b) 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

(c) 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

b 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかるとしての払戻請求権は消滅します。

(7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12 (削除) 譲渡、質入れ等の禁止 (削除)

(1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるとしての権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

13 (削除) 取引の制限等 (削除)

(1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

14 (削除) 解約等 (削除)

(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名

した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を第9条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く)があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項に係るとして当会への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと

B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金に係るとしての払戻請求権は消滅します。

(7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12 (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引に係るとしての権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

13 (取引の制限等)

(1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

14 (解約等)

(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し(追加) 出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名

称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- a この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- b この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
- c この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 **(削除)**
- d この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- e この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
- f aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合

(3) この貯金口座は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

a 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- (a) 暴力団
- (b) 暴力団員
- (c) 暴力団準構成員
- (d) 暴力団関係企業
- (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (f) その他前各号に準ずる者

c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- (a) 暴力的な要求行為
- (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
- (e) その他前各号に準ずる行為

(4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出してください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

15 **(削除)** 通知等 **(削除)**

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16 **(削除)** 保険事故発生時における貯金者からの相殺 **(削除)**

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 **(追加)** または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合、。
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
- ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合

(3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 **(追加)** してください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

15 **(通知等)**

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16 **(保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

(1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当会に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

b 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17 (削除) 休眠預金等活用法にかかると異動事由 (削除)

当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。

a 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いにかかるとか第20条に定める未利用口座管理手数料にかかるとかを除きます。)

b 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当会が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、)

c 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかると債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)

(a) 公告の対象となる貯金であるかの該当性

(b) 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

d 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

e 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

(a) キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更

(b) 取引店舗の変更

(c) 相続等による口座名義人の変更

18 (削除) 休眠預金等活用法にかかると最終異動日等 (削除)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

a 第17条に掲げる異動が最後にあった日

b 将来における貯金にかかると債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかると債権の行使が期待される日として次項において定める日

c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り、)

d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項bにおいて、将来における貯金にかかると債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかると債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

a 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17 (休眠預金等活用法に係ると異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を(追加)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(追加)(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込み(追加)の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いに係るとか第20条に定める未利用口座管理手数料に係るとかを除きます。)

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払い(追加)の請求があったこと(当会が当該支払い(追加)の請求を把握することができる場合に限り、)

③ 貯金者等(休眠預金等活用法第2条3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係ると債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

18 (休眠預金等活用法に係ると最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第17条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係ると債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係ると債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、)

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係ると債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係ると債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払い(追加)が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。

c 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

19 (削除) 休眠預金等代替金に関する取扱い (削除)

(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に かかる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に かかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

a この貯金に かかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

a 当会がこの貯金に かかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に かかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

20 (削除) 未利用口座管理手数料 (削除)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21 (削除) 規定の変更等 (削除)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続き（追加）が終了した日。

③ 法令または契約に基づく振込み（追加）の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

19 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払（追加）を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払（追加）を受けることができます。

(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払（追加）の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払（追加）を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払（追加）を請求することを約します。

① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

20 (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引（追加）落（追加）し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21 (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和9年1月1日現在)

(令和7年4月1日現在)

付 則 この規定は、令和9年1月1日から実施する。

商品概要説明書改正新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧																
商品概要説明書 当座貯金 <u>(令和9年1月1日現在適用中)</u>	商品概要説明書 当座貯金 <u>(令和8年4月1日現在適用中)</u>																
<table border="1"> <tr> <td>1.～4. 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 払戻方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) 当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 </td> </tr> <tr> <td>6.～10. 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. その他参考となる事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 (削除) ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>手形・小切手は令和8年12月30日が最終振出日です。</u> </td> </tr> </table>	1.～4. 省略		5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) 当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 	6.～10. 省略		11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 (削除) ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>手形・小切手は令和8年12月30日が最終振出日です。</u> 	<table border="1"> <tr> <td>1.～4. 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 払戻方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小切手・手形または</u>当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 </td> </tr> <tr> <td>6.～10. 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. その他参考となる事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 ・ <u>前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</u> ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>(追加)</u> </td> </tr> </table>	1.～4. 省略		5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小切手・手形または</u>当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 	6.～10. 省略		11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 ・ <u>前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</u> ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>(追加)</u>
1.～4. 省略																	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) 当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 																
6.～10. 省略																	
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 (削除) ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>手形・小切手は令和8年12月30日が最終振出日です。</u> 																
1.～4. 省略																	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小切手・手形または</u>当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。 																
6.～10. 省略																	
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 ・ <u>前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</u> ・ 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 ・ この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・ 令和8年4月1日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。 ・ <u>(追加)</u> 																

付 則 この商品概要説明書は、令和9年1月1日から実施する。